

令和 4 年 4 月 1 2 日

地域相談支援事業者 殿

自立生活援助事業者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課長

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う運営基準の改正点等について

平素より、東京都の障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、地域相談支援事業、自立生活援助事業について、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）による主な改正点等を下記のとおり改めてお知らせします。令和 4 年度より義務化される事項もございますので、今一度御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 運営基準の改正による虐待防止に係る取組の強化について（令和 3 年度は努力義務。令和 4 年度から義務化）

報酬改定に伴う運営基準の改正により、虐待防止の更なる推進のため、以下のとおり事業所の取組が義務化されています。以下の取組とあわせて、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。なお、取組の内容を必ず書面等で記録していただくようお願いいたします。

○令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

- (1) 虐待防止委員会の定期的な開催（年 1 回）と委員会での検討結果の従業員への周知徹底
- (2) 従業員への定期的な研修の実施（年 1 回及び新規採用時に必ず実施）
- (3) 虐待防止のための責任者の配置（相談支援事業者は相談支援専門員を配置）

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要がありますので、以下の都の記載例を参照いただき、各事業所にて修正していただくようお願いいたします。なお、当該事項のみ変更したことによる変更届の提出は今回は不要ですが、次回の変更届の提出時に、その他の変更と合わせて、変更後の運営規程を御提出いただきますようお願いいたします。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

（地域相談支援）

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=089-001>

（自立生活援助）

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=097-001>

2 感染症や災害への対応力強化について（令和 3 年度から令和 5 年度までの間は、努力義務）

報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や災害への対応力強化のため、以下のとおり事業

所の取組が義務化されています。令和3年度から3年間の経過措置が設けられていますが、経過措置期間中の確実な実施をお願いします。

(1) 感染症対策の強化

委員会の開催(*1)、指針の整備、研修の実施(*2)、訓練(シミュレーション)の実施(*3)

(2) 業務継続に向けた取組の強化

業務継続画等の策定、研修の実施(*2)、訓練(シミュレーション)の実施(*3)等

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル・ひな形等

○ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

3 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）防止について

報酬改定に伴う運営基準の改正により、職場におけるハラスメントの防止のための項目が以下のとおり規定されましたので、御確認をお願いします。

(1) 事業者が講ずべき措置

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、令和4年度から義務化されますので、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

(2) 事業者が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。以下のURLより内容を御確認ください。

○職場におけるハラスメントの防止について 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

4 Eメールアドレス登録のお願い

※本通知がメールにより送付された事業所は、Eメールアドレスが登録されておりますので、手続は不要です。

東京都からの各通知や説明会の開催等については、東京都障害者サービス情報、郵送、FAX及びEメール等によりお知らせしておりましたが、今後は東京都障害者サービス情報及びEメールを中心とした情報提供を行う予定です。

各事業者（法人）におかれましては、障害者総合支援法に基づく情報公表制度用のEメールアドレスを御報告いただいているところですが、東京都から各種お知らせをEメールにて案内するためには、別途事業所のEメールアドレスを東京都へ御登録いただく必要があります。

まだ御登録いただけていない事業所におかれましては、Eメールアドレス登録票に必要事項を記入の上、FAXにより送付いただきますようお願いいたします。

なお、Eメールアドレス登録票は「東京都障害者サービス情報」のホームページからダウンロードいただけます。

東京都障害者サービス情報 該当ページURL

(地域相談支援)

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=089>

(自立生活援助)

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=097>

【問合せ先】

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部

地域生活支援課 在宅支援担当

TEL：03-5320-4325

FAX：03-5388-1408